

# 焼津市農業委員会 11月総会議事録

## 1 日時

令和3年11月16日(火)午後2時～午後2時45分

## 2 場所

焼津市役所本庁会議室 1A

## 3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	○	16	石野 晃一	○
3	小長谷 鈴枝	○	10	桜井 亮平	○	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	柏村 輝夫	○	19	山下 早苗	○
6	横山 文哉	×	13	村松 正二	○			
7	村田 忠夫	○	14	八木 榮志	○			

## 4 事務局出席者

局長 川村仁 係長 今福肇 主査 丸山ヒロ 主事 清水健太郎

## 5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について

第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について

第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について

第4号 農業用施設証明願について

第5号 農地の利用目的変更届出について

第6号 転用等確認について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

第2号 農地法第4条の規定による許可について

第3号 農地法の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

第4号 農地法第5条の規定による許可について

第5号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員 19 名中、ただ今の出席委員は、<u>18名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和3年11月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。10番桜井亮平委員、14番八木榮志委員の両名にお願いします。それでは報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第6号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【報告第1号から報告第6号までを朗読】</b></p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑】</b></p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第6号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第6号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可についての番号9を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第1号、番号9を朗読後、説明】</b></p> <p>本件は、別件申請の営農型太陽光発電施設(しせつ)設置(せっち)を目的とする農地法第5条許可申請に関連する区分地上権の設定であります。</p> <p>営農型太陽光発電施設は、パネルを支える支柱部分の面積が一時転用の面積となり、営農者と転用者が違う場合は、農地に対するパネルが占める面積について、農地法第3条による区分地上権の設定をしなければなりません。</p> <p>申請地は、静岡県立清流館高校より北東へ約500mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>営農型太陽光発電施設(しせつ)敷地(しきち)で下部の耕作者は関連会社の発電マン・アグリーズ株式会社が「櫟(さかき)」を栽培するものです。</p> <p>発電マン・アグリーズ株式会社は、本申請地のほかに、東益津地区の岡当目で同じ「櫟(さかき)」を耕作管理している事例があります。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 15番	<p>ただいま事務局から説明があった通りです。</p> <p>営農型太陽光発電ということで、農地が荒れないか懸念がありましたが、地区審査及びヒアリングの結果、許可相当と判断しました。</p>

	ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>ほかに質疑はございませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号9を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号9は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可についての番号13を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
地区委員 12番	<p>質疑というより提案です。</p> <p>私は東益津地区を担当していますが、当地区でも3年前に今回の申請者の営農型太陽光の認可がおりて、現在やっているところあります。</p> <p>これからもこういった営農型の案件が増えていくと思われますが、焼津市農業委員会全体で、研究会のようなものをやってみてはいかがでしょうか。営農型の申請にどういった対応をしていくか、どのような作物が適しているか等を、一緒に話し合えればどうかという提案です。</p>
事務局	<p>おっしゃる通り、最近は営農型太陽光に関する問い合わせが増えてきておりまして、今後許可申請も増えていくものと思われます。</p> <p>現在県でも、数回研究会を実施して、浜松市を中心として、県内で統一したガイドラインの作成を進めているところであります。</p> <p>作成されたそれがガイドラインをベースに、来年より本会でも再開する予定の部会で、営農型に関する勉強会を実施していく方向で検討したいと考えております。</p>
推進委員 甲賀	<p>ただいま研究会についての話がありましたが、各委員の皆様にも、これまで許可された案件の現状を確認し、問題点があるのかどうか、周辺への影響は大丈夫かどうかを、今一度注視していただき、こういった研究会で出し合っていければいいかなと思います。</p> <p>各委員の皆様、ご負担になるかもしれません、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>甲賀委員の意見の通り、各委員情報を収集していただければと思います。</p> <p>ほかに質疑はございませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号9を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号9は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可についての番号13を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	【議案第2号、番号13を朗読後、説明】

	<p>本件は、上新田の農地 91 m<sup>2</sup>について、農地への進入路敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、別件で「農地法第 5 条の規定による許可申請」及び「農地の利用目的変更(畠地造成)届出書」が提出され、この度、農地へ車両等で出入りするのに不便なことから、当該地を造成して農地への通路として利用したく本申請に及んだものであります。</p> <p>申請地は、静岡県立清流館高校より南西へ約 400m に位置している第 3 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は田、西側は農地(同時申請中(自己住宅敷地))、南側は道路、北側は田であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 5 番	<p>ただいま事務局から説明があった通りです。</p> <p>申請地は写真の通り、奥まった部分にあります。</p> <p>隣に水田、私道がありますが、その私道と同じ高さまで造成するという申請です。周辺に与える影響は特にならないかと思われますので、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします議案第 2 号、番号 13 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第 2 号、番号 13 を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、農地法の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、及び議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可については、関連する議案もありますので、一括して審議します。</p> <p>それでは、議案第 3 号、番号 7 及び 議案第 4 号、番号 36 について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第 3 号、番号 7 及び 議案第 4 号、番号 36 を朗読後、説明】</b></p> <p>本件は、小川の農地 260 m<sup>2</sup>について、当初計画者が平成 5 年 4 月 27 日付けで農地法第 5 条の許可をとり、貸住宅敷地として計画していました。しかし、その後、土地代金を返済することや 3 人の子供が次々と県外の大学に入り貸住宅の資金的な余裕がなくなり計画を断念しました。今年の 5 月に夫が亡くなり、今後の管理も年齢的に無理であることから早急に住宅を建築したいとの譲受人の申し出に沿い、本申請に及んだものです。</p> <p>承継者においては、現在、市内のアパートに仮住まいをしておりますが、二人の子供の成長に伴い市内の学区内の土地を探していたところ、申請地を紹介され、今般、</p>

	<p>当該地に自己住宅を新築したく本申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、焼津市立黒石小学校から北東へ約 300m に位置している、農振地域外に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は宅地、西側は田、南側は水路及び道路、北側は田であります。</p> <p>本件について審査したところ、変更はやむを得ないと判断し、この計画変更は承認できるものと考えます。</p> <p>また、本案件は、農振地域外の農地であり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは小川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 甲賀	<p>事務局の説明の通りであります。</p> <p>過去に許可を取って既に造成済みの土地であり、水道もすぐにでも使える状態でした。11月5日に小川地区委員3人で現地確認を行いましたが、特に問題は見受けられませんでした。</p> <p>ただし、今回は2度目の計画変更ということで、今回の計画は本当にやってもらえるかというところが懸念事項でしたが、関係者へのヒアリングで確認したところ、きちんとやりますとの回答がありましたので、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号7を承認し議案第4号番号36を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号7を承認し議案第4号番号36は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号、番号37について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第4号、番号37を朗読後、説明】</b></p> <p>本件は、上小杉の農地1,072 m<sup>2</sup>の内0.28 m<sup>2</sup>について、営農型太陽光発電施設の支柱部分として一時転用したいというもので、議案第1号で説明しました事業の5条申請であります。</p> <p>申請地の場所は、静岡県立清流館高校より北東へ約 500m に位置している第1種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は水路、西側は道路、南側は田、北側は水路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「一時転用」に該当する案件であり、転用期間は3年で、その転用期間は適用の範囲内であること、<sup>ハ</sup>下部の農地には榎(さかき)を栽培する計画で、収穫まで5年程度の期間を要し、今後、申請地内の水はけの改良、また榎(さかき)の植(う)え替(か)えによるかさ上げを計画しており、収量については同一作物と同等の収量が見込める</p>

	<p>こと、撤去費については、借人が撤去費を負担するという合意がなされていること、事業実施の確実性もあることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 15番	<p>ただいま事務局から説明があった通りです。</p> <p>営農型太陽光発電ということで、農地が荒れないか懸念がありましたが、地区審査及びヒアリングの結果、許可相当と判断しました。</p> <p>余談ですが、地元の農業者ではなく法人が耕作する場合の持続性につきましても、審査内容として検討の余地があると思います。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号37を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号37は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号、番号38について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号38を朗読後、説明】</p> <p>本件は、下小杉の農地 683 m<sup>2</sup>について、駐車場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、住職が2年前に交代し、それに伴う曹洞宗(そうとうしゅう)の就任式が令和6年に行われる予定であり、式には多数の僧侶(そうりょ)と檀家(だんか)が出席するため駐車場が必要となることから、駐車場敷地を拡張して利用したく今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、航空自衛隊静浜基地東側より東へ約400mに位置している、第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側・西側及び南側は水路、北側は道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 田中	<p>案件は、下小杉のお寺について、駐車場の敷地を拡張したいという申請であります。</p> <p>現地調査の結果、周辺農地への影響は皆無ということで、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p>

	<p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号38を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号38は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号、番号39について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第4号、番号39を朗読後、説明】</b></p> <p>本件は、上新田の農地299m<sup>2</sup>について、自己住宅敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、市外のアパートで夫と二人暮らしをしております。自分の勤務地が焼津市であり、夫の勤務地が島田市であることから、申請地は二人の通勤にも便が良いところであります。今後、将来のことを考えるとアパートではなく、申請地に持ち家を新築したく今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、静岡県立清流館高校より南西へ約400mに位置している、第3種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側は農地(4条同時申請中(進入路敷地))、西側は水路及び宅地、南側は道路、北側は田であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 7番	<p>詳細は、先ほどの事務局の説明の通りであります。</p> <p>申請地に住宅を建てたいという計画ですが、申請地は現状草が生い茂っており、管理もできないという背景もありまして、本申請に及んだものであります。</p> <p>現地調査の結果、周りへの影響も少ないだろうということで、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号39を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号39は許可することに決定しました。</p> <p>次に議案第5号、農用地利用集積計画の決定について議題とします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>〈議案の朗読・説明〉</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>

議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号、農用地利用集積計画を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で、本日の議事並びに報告事項はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、令和3年11月総会を閉会します。</p>
----	--